

OECDの活動と 公正取引委員会について

平成26年4月10日
独占禁止懇話会

官房国際課

□ OECD (Organization for Economic Co-operation and Development: 経済協力開発機構)

- 国際経済全般について話し合う国際機関であり、「世界最大のシンクタンク」と呼ばれる
- 日本など世界の先進34か国が加盟
- 経済政策・分析, 規制制度・構造改革, 貿易・投資, 環境・持続可能な開発, 公共ガバナンスなど多岐にわたる分野において調査, 分析, 政策提言⇒競争政策もその一つの分野

□ 我が国のOECD加盟50周年

＝公正取引委員会のOECD活動参加50周年

- 1964年4月に我が国がOECDに加盟
- 1964年10月に公正取引委員会がOECDの活動(競争委員会の前身である制限的商慣行専門家委員会)に初めて参加

□ 目的

加盟国における競争法及び競争政策の進展に関する検討並びにその整備及び施行に関する加盟国間の協力の促進

□ 歴史

- 1961年12月 制限的商慣行専門家委員会として設立(第1回会合)
- 1964年5月 日本が参加(第6回会合)
- 1964年10月 公正取引委員会が参加(第7回会合)
- 1987年 競争法・政策委員会に改組
- 2001年12月 競争委員会に改組
- 2007年6月 第100回会合(2008年2月に記念ラウンドテーブル)
- 2014年2月 第120回会合



2. OECD競争委員会(2)概要

- 加盟国34か国のほか、パーティシパントとして15の非加盟国・地域が参加。
- 競争委員会の下に第二作業部会(WP2)及び第三作業部会(WP3)を設置。
- 競争委員会本会合及び各作業部会は、年3回開催(2月、6月及び10月)。また、2月会合に合わせ、非加盟国・地域や関連団体も招請して、「競争に関するグローバルフォーラム」を開催。
- 本会合には、各国競争当局の局長級以上が多数参加。我が国からは小田切宏之委員ほかが出席。

競争委員会

競争法・競争政策に関するピアレビュー、年次報告等を行うほか、その時点の重要問題について議論

第二作業部会(WP2)

「競争と規制」について議論

第三作業部会(WP3)

「協力と執行」について議論



幹事会(ビューロー)

競争委員会における議題や議論の方向性については、ビューロー会議での議論を踏まえて決定。

【競争委員会ビューローメンバー】

議長	フレデリック・ジェニー(フランスESSEC教授)
副議長	小田切 宏之委員(公正取引委員会) アレクサンダー・イタリアナ総局長(欧州委員会競争総局), ジョン・ペックマン長官(カナダ産業省競争局), アンドレアス・ムント長官(ドイツ連邦カルテル庁)ほか
第二作業部会議長	アルベルト・ハイムラー(イタリア School of Government教授)
第三作業部会議長	ウィリアム・J・ベアー(米国司法省反トラスト局長)

- 理事会勧告, ガイドライン等のルール作り
- ラウンドテーブル・専門家からのヒアリングの開催及び報告書の作成
- 加盟国によるピア・レビュー(相互審査)の実施
- 非加盟国・地域との関係強化(アウトリーチ)

- 加盟国を拘束するものではないが、従うことが慫慂される
⇒加盟国及び非加盟国・地域の競争法・政策に影響

1979	競争政策と適用除外又は規制分野に関する理事会勧告 (Recommendation on Competition Policy and Exempted or Regulated Sectors)
1995	国際的通商に影響を及ぼす反競争的慣行についての加盟国間の協力に関する理事会勧告 (Recommendation concerning Co-operation between Member Countries on Anticompetitive Practices affecting International Trade)
1998	ハードコアカルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告 (Recommendation concerning Effective Action against Hard Core Cartels)
2005	企業結合審査に関する理事会勧告 (Recommendation concerning Merger Review)
2009	競争評価に関する理事会勧告 (Recommendation on Competition Assessment)
2011	規制産業における構造的分離に関する理事会勧告 (Recommendation concerning Structural Separation in Regulated Industries)
2012	公共調達における入札談合に関する理事会勧告 (Recommendation on Fighting Bid Rigging in Public Procurement)

- **競争政策の分野におけるインフレ対策についての理事会勧告(1971年)**
⇒価格カルテルの積極的摘発, 課徴金の導入等を内容とする独占禁止法の強化改正(1977年)
- **競争政策と適用除外又は規制分野に関する理事会勧告(1979年)**
⇒「政府規制及び独占禁止法適用除外に関する合同検討会議」の設置(1980年), 「政府規制制度及び独占禁止法適用除外制度の見直しについて」の公表(1982年), 「政府規制等と競争政策に関する研究会」の開催(1988年～)
- **国際的通商に影響を及ぼす反競争的慣行についての加盟国間の協力に関する理事会勧告(1967年採択, 1995年最終改定)**
⇒二国間独占禁止協力協定の締結(米国, EU, カナダ), EPA・FTAの競争章の関連規定等
- **ハードコアカルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告(1967年採択, 1998年最終改定)**
⇒課徴金算定率の引上げ, 課徴金減免制度の導入等を内容とする独占禁止法の改正(2005年), 入札談合事案等の活発な摘発
- **企業結合審査に関する理事会勧告(2005年)**
⇒株式所有に係る事前届出制の導入, 届出基準の見直し等の企業結合規制の見直しを内容とする独占禁止法の改正(2009年)
- **競争評価に関する理事会勧告(2009年)**
⇒チェックリストを用いた競争評価の試行的実施(2010年)

□入札談合への対処

- 競争と調達に関する報告書(2011年)
(関連するラウンドテーブルの議論のまとめ)
 - 公共調達における入札談合撲滅のためのガイドライン
(2009年)
 - 公共調達における入札談合に関する理事会勧告
(2012年)
- ⇒公正取引委員会は、入札談合に対する法執行経験を踏まえ、貢献文書の提出及びプレゼンテーション、ガイドライン案の作成作業への参加、成果物の邦訳作成への協力等を行う一方、理事会勧告を発注者向けの研修資料で引用するなどして活用

最近の主要な議題

2012年	2013年	2014年
<ul style="list-style-type: none"> ・競争と決済システム ・後続申請者のためのリニエンシー ・効率性の抗弁 ・市場画定 ・デジタル・エコノミー ・一次産品と価格高騰 ・カルテル審査における国際協力 ・病院サービスの競争 ・反競争的効果を伴う一方的な情報開示 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインセールスにおける垂直的制限 ・テレビと放送における競争 ・競争と貧困の減少 ・競争分析における質の役割及び測定 ・企業結合審査の対象となる取引の定義 ・フードチェーン産業 ・廃棄物処理における競争上の問題 ・国境を越えた合併事例における問題解消措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による介入の評価 ・完了した届出のない合併の審査 ・金融消費者保護における競争の役割 ・競争と汚職 ・医薬品流通における競争

出所: OECDウェブサイト (<http://www.oecd.org/daf/competition/roundtables.htm>)

⇒我が国からも貢献文書の提出及び会合での発言を行うほか、デジタルエコノミー(2012年2月), 競争分析における質の役割及び測定(2013年6月), 政府による介入の評価(2014年2月)等のテーマでプレゼンテーション

- 1998年以降，各国の競争法・政策に関するピアレビュー(相互審査)を実施。
 - 1997年の閣僚理事会の決定による指示の下，「規制改革プログラム」(1998年)に基づき，2003年までに20か国の加盟国の規制改革審査を実施。その一部として競争政策についても審査。
 - 2004年以降，規制改革の進捗状況のフォローアップ審査を実施。
- 競争法・政策全般，法執行状況，競争当局の組織，規制・適用除外等について検討。
- 近年では新規加盟候補国，非加盟国中心に実施。
(イスラエル，チリ，ブラジル，インドネシア，ルーマニア等)
⇒チリ，インドネシアへの審査では公正取引委員会の委員がレビューワーを務めた。

● 規制改革対日審査報告書(1999年)

- 私訴による差止めの導入, カルテルにおける消費者の損害回復措置の導入
- 政策形成過程における公正取引委員会の存在感, 影響力の向上
- 適用除外制度の廃止・縮減の実行等

⇒ 民事的救済制度の導入(2000年), 人員・体制の強化, 適用除外制度の廃止・縮減

● 規制改革対日フォローアップ審査報告書(2004年)

- 課徴金算定率の引上げ
- リニエンシー制度の導入
- 競争的参入に係る不必要な規制の廃止手続の実行等

⇒ 課徴金算定率の引上げ, 課徴金減免制度の導入等を内容とする独占禁止法の改正(2005年)

□ 競争委員会の会合には非加盟国・地域等も参加

- パーティシパント(15の国・地域):オブザーバーとして定期的に参加可能

ブラジル, ブルガリア, コロンビア, エジプト, インド, インドネシア, ラトビア, リトアニア, マルタ, ペルー, ルーマニア, 南アフリカ, 台湾, ウクライナ, ロシア

- インバイティー(1か国):会合ごとに議長の裁量で招待

中国

(※パーティシパント, インバイティーのうち, 下線はOECDが関与強化を重視する「キーパートナー」国)

□ 2001年以降毎年1回, 競争に関するグローバルフォーラムを開催, 非加盟国・地域の関心の高いテーマを議論

2014年2月の第13回会合には世界約115の国・地域又は組織から参加

□ 韓国及びハンガリーに競争政策に関する地域センターを設置し, 非加盟国向けのワークショップ等を開催

⇒公正取引委員会からも, OECD韓国政策センターが主催するワークショップ等へ積極的に講師派遣

□競争政策による介入の評価(Evaluation of Competition Interventions)

➤ 問題意識

競争当局が対外的説明責任を果たす必要性

競争法の執行や競争政策の変更が市場や経済に与える影響の理解

➤ 作業

競争法執行及び唱導活動の評価をどのように行うかについて各国競争当局に対するアンケート調査の実施, 報告書の取りまとめ等

- 競争当局の説明責任(Evaluation for accountability)
- 個別の競争法執行の事後的評価(Ex-post evaluation of specific interventions)
- 競争法・政策の経済に対する幅広い影響(Evaluation of broader impact on the economy)

□ 国際協力と競争 (International Co-operation and Competition)

➤ 問題意識

国際的な企業活動に対する競争法執行の重複・不整合の回避, 企業の競争法規制に対するコンプライアンスコストの節約

➤ 作業

- 国際協力に関する複数のラウンドテーブルの開催
- 国際協力の現状に関するICN (International Competition Network: 国際競争ネットワーク) との共同調査 (2013年公表)
- 1995年理事会勧告 (国際的通商に影響を及ぼす反競争的慣行についての加盟国間の協力に関する理事会勧告) の改定の検討